

奈良県議会政策検討会議運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、奈良県議会会議規則(昭和31年12月奈良県議会規則第1号)第94条第4項の規定に基づき、政策検討会議(以下「検討会議」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

第2 構成員

- 1 検討会議は、会派から選出された議員をもつて構成する。
- 2 会派から選出する議員の数は、議長が協議により定める。

第3 協議又は調整事項

検討会議は、議長の諮問を受け、県政の課題に関する協議又は調整を行う。

第4 会議

- 1 検討会議に座長及び副座長を置く。
- 2 検討会議は、座長が招集し、その議事運営を行う。
- 3 座長に事故あるときは、副座長がその職務を行う。
- 4 構成員に事故あるときは、その構成員の所属する会派から代理者を出席させなければならない。

第5 会議の公開

会議は、原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

第6 会議の記録

座長は、職員をして会議の概要、出席者の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月14日から施行する。